

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援

1. 支援策の概要

優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）による以下の支援を行います。

(1) まち再生出資業務

…市町村が行うまちづくり交付金事業と連携して行われ、都市再生に資する優良な民間都市開発事業 1 の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援するもの

(2) 参加業務

…特定民間都市開発事業 2 について、民間都市機構が調達した長期かつ低利の資金をもってその費用の一部を負担し、自ら共同事業者として参加するもの

(3) 融通業務

…特定民間都市開発事業 2 を施行する者に対し、長期かつ低利の資金を融通することによりその事業の推進を図ろうとするもの

- 1 民間都市開発事業…民間事業者が施行する都市再生特別措置法第 2 条第 1 項に規定する都市開発事業
- 2 特定民間都市開発事業…民間都市開発の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する事業

2. 支援策の内容

国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内において行われるまち再生出資業務、及び参加業務・融通業務（以下「参加業務等」という。）については、面積要件の引き下げ等の要件緩和がなされます。

(1) まち再生出資業務

市町村が作成する都市再生整備計画の区域内で行われるまち再生出資業務について、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で一定の条件を満たす場合においては、以下の要件緩和を行います。

- 1) 事業区域面積の要件を、5,000 m²以上から 2,000 m²以上に緩和する。
- 2) 既存建築物の改築等も対象とする。
- 3) 複数の事業区域で建築物の整備等を行う場合の事業区域面積の要件について、複数の事業区域面積の通算を認める。

(2) 参加業務等

参加業務等について、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内においては、以下の要件緩和を行います。

- 1) 事業区域面積・建築物の延床面積の要件を、2,000 m²以上から 1,000 m²以上にそれぞれ緩和する。
- 2) 既存建築物の改築等も対象とする。
- 3) 複数の事業区域で建築物の整備等を行う場合の事業区域面積の要件について、複数の事業区域面積の通算を認める。

3. 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市開発融資推進室

phone 03-5253-8111(内線 32-544) fax 03-5253-1589